

駐車場使用契約書

(平成 25 年 5 月 26 日通常総会改正)

年 月 日

(甲) グリーンハイツ千種管理組合
理事長 ㊟

グリーンハイツ千種第 号室
(乙) 氏 名 ㊟

(甲) グリーンハイツ千種管理組合とグリーンハイツ千種第 号室 所有者・家族
(乙) とは、「グリーンハイツ千種」使用細則第 3 条第 1 項
に基づき、下記のとおり駐車場使用契約を締結する。

(自動車の表示)

- 1 車両番号
- 2 車 種
- 3 型・年式
- 4 排気量
- 5 用 途

(駐車場の表示)

第 番駐車場

記

(契約期間)

第 1 条 この契約期間は、 年 月 日から 年 月 日までの
1 ヶ年間とする。ただし、期間満了 1 ヶ月前までに双方から解約の申出がないときは、
以後 1 ヶ年間同一条件をもって契約を更新する。

(使用料・遅延損害金)

第 2 条 駐車場使用料（以下「使用料」という。）は、「グリーンハイツ千種管理規約第
15 条第 2 項に定める別表第 6 のとおり（月額金 1 万 5 千円）とする。

- 2 乙は、使用料を毎月末日までに翌月分を甲の定める方法により支払う。
- 3 月の途中で契約を締結し又は解約もしくは解除したときの使用料は、1 ヶ月を
30 日とする日割計算（10 円未満の端数は、切り捨てる。）による。
- 4 乙は、使用料を期限に支払わないとき、年 14% の遅延損害金を支払わなければなら
ない。

(駐車場の使用証明)

第 3 条 甲は乙の請求により「自動車の保管場所の確保等に関する法律」第 4 条第 1 項
の規定に基づく自動車の保管場所の確保を証する書面に所要の証明をする。

第 4 条 甲は、駐車場内に駐車してある自動車について管理及び監視する義務を負わな
い。

- 2 天災地変、火災、盗難その他甲の責めに帰すべきでない事由により損害が生じて甲
は一切その責任を負わない。

(乙の賠償義務)

第 5 条 乙又はその家族、代理人、使用人、同乗者その他の関係者が故意又は過失によ
り敷地内の自動車、その他の付属品・諸設備に損害を与えたときは、乙はすべての責
任を負い、その損害を賠償しなければならない。

(乙の遵守義務)

第6条 乙は、駐車場の使用について善良な管理者の注意をもって使用し、次の行為をしてはならない。なお、上記のほか甲の定める規則その他の指示に従わなければならない。

- ① 本駐車場を目的外自動車の駐車その他の用に使用すること。
- ② 引火物その他の危険物を置くなど第三者に損害を与え又は迷惑を及ぼすこと。
- ③ 敷地内における警笛の使用。
- ④ 敷地内においてただちに停止できる速度を超える走行。
- ⑤ アイドリング（始動）時に高音及び排気によって迷惑を及ぼすこと。
- ⑥ 所定の場所以外に駐車すること。
- ⑦ その他管理者が差し止めた行為。

2 乙は、この契約書に記載の自動車の表示に変更があったときは、別紙第1に定める様式より、速やかに甲に届出なければならない。

(転貸・譲渡等の禁止)

第7条 乙は、理由の如何を問わず契約外の自動車を駐車もしくは第三者にこの駐車場を有償無償を問わず転貸使用させ又は第三者に契約上の権利を譲渡してはならない。

(使用料の変更)

第8条 甲は、公租公課の改定もしくは経済情勢の変動又は施設の改善等により必要のあるときは契約期間中であっても1ヶ月の予告期間をもって使用料の変更をすることができる。

(解約)

第9条 契約期間中に解約しようとするときは、乙は、1ヶ月前までに別紙第2様式の解約申出書をもってその申出をしなければならない。

2 乙が前項の解約申出書を提出しないで退去したときは、甲が退去を知ったときから1ヶ月を経過した日をもって契約を解約したものとみなす。

(契約解除)

第10条 乙がこの契約に違反したときは、甲は、催告を要しないでこの契約を解除することができる。

2 前項の場合、甲はその蒙った損害の賠償を乙に請求することができる。

(契約の失効)

第11条 乙が「グリーンハイツ千種」の区分所有者でなくなったとき又はその契約資格を喪失したとき又は規約第15条第3項及び第4項に該当するときは、契約期間中であっても本契約は効力を失う。

(付則)

第12条 この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自1通を保有する。

以 上